

# 札幌保健医療大学同窓会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、札幌保健医療大学同窓会（以下「本会」という。）と称する。

(本部)

第2条 本会は、本部を札幌保健医療大学（以下「大学」という。）内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員と大学の関係を密にして大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成及び管理
- (2) 会報等の発行
- (3) 会員相互の親睦のための事業
- (4) 大学の諸事業への協力及び支援
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員及び役員

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 大学を卒業した者
- (2) 特別会員 大学に在籍する教職員
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、役員会において認められた団体又は個人で退職した教職員を含む

(役員)

第6条 本会に正会員の中から、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

(役員を選出)

第7条 役員を選出方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、役員会にて推薦し、総会において決定する。
- (2) 副会長は、正会員の中から会長が推薦し、総会において決定する。
- (3) 理事は、正会員の中から会長が推薦し、総会において決定する。
- (4) 監事は、役員会にて推薦し、総会において決定する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行又はその職務を行う。
- (3) 理事は、会長の命を受け会務を行う。
- (4) 監事は、本会の会務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠者及び補充者の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任することができる。
- 3 役員が任期途中にてその任を辞する場合は、予め会長及び役員会の承認を得なければならない。

#### 第4章 顧問

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の相談に応じる。また、総会及び役員会に出席し、本会の運営に関し意見を述べるすることができる。ただし、議決には加われない。

#### 第5章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会)

第12条 総会は、本会最高の議決機関で正会員により構成し、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を開くことができる。

- 2 議長は出席した正会員の中から選出する。
- 3 総会に特別会員及び賛助会員は出席できるが、議決には加われない。
- 4 総会は、次の事項を審議し、議決する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
  - (2) 予算及び決算に関する事項
  - (3) 役員を選出に関する事項
  - (4) 会則の改廃に関する事項
  - (5) 会務運営に関する事項
  - (6) その他本会の目的達成に必要な事項

(役員会)

第13条 役員会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成し、会長が議長を行う。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項

- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 役員を選出に関する事項
- (4) 会則の改廃に関する事項
- (5) 会務運営に関する事項
- (6) その他本会の目的達成に関する必要な事項

3 役員会は、構成者の過半数の出席をもって成立する。

## 第6章 会計

### (経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 特別な資金を必要とするときは、臨時会費を徴収することができる。

### (会費)

第15条 正会員の会費は、20,000円とし、終身会費とする。

2 会費は、卒業年度の後期授業料納付時に納入するものとする。

3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

### (会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

2 会計年度終了後、2ヶ月以内に決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

## 第7章 支部

### (支部)

第17条 本会に支部を置くことができる。ただし、この場合は役員会の承認を要する。

## 第8章 細則

### (細則の制定)

第18条 本会則の施行に関する細則は、役員会において別に定める。

## 第9章 雑則

### (改廃)

第19条 本会則の改廃は、総会において行う。

## 附 則

1 本会則は、平成29年3月14日から施行する。

2 平成28年度に選出された役員の任期は、会則第9条の規定にかかわらず、平成29年3月14日から平成31年4月30日までとする。